

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

こども家庭庁

子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の設置法案が今国会で成立する見通し。来年4月に創設し、少子化対策や虐待防止など子どもの課題に総合的に取り組む。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/16(月) 先勝	特別農業所得者の承認申請
17(火) 友引	カンヌ国際映画祭(～28日)
18(水) 先負	
19(木) 仏滅	ゴルフ全米プロ選手権
20(金) 大安	4月の消費者物価指数発表
21(土) 赤口	小満
22(日) 先勝	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/9(月)	26,319 ▼684	131.20 ▼0.69
10(火)	26,167 ▼152	130.34 △0.86
11(水)	26,214 △47	129.96 △0.38
12(木)	25,749 ▼465	128.83 △1.13
13(金)	26,428 △679	128.80 △0.03

令和6年から変わるNISA制度

◆現在のNISA制度は3種類

NISA(少額投資非課税制度)は、金融機関で開設したNISA口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した投資信託等の金融商品から得た利益が非課税になる制度で、現在、以下の3種類があります。

◎一般NISA……上場株式や投資信託等を年120万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が5年間非課税となります。なお、令和6年から積立投資枠を設けた2階建ての新たな制度に変わります。

◎つみたてNISA……長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限定して年40万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が20年間非課税となります。

◎ジュニアNISA……未成年者を対象とした制度(親権者等が代理で運用・管理)で、上場株式や投資信託等を年80万円まで購入でき、その配当金や譲渡益が5年間、非課税となります。なお、令和5年末で制度が終了となります。

◆令和6年から見直される一般NISA

一般NISAは令和6年以降、非課税対象や非課税投資枠が見直され、2階建ての制度になります。

1階部分は、つみたてNISAと同様に一定の投資信託に限定して年20万円まで、2階部分は、上場株式や投資信託等(高レバレッジ投資信託など一部の商品を除く)を年102万円まで購入できる制度となり、非課税期間は5年間です。

2階部分を利用するためには、原則として1階部分で積立投資を行う必要があります。ただし、投資経験者が2階部分で上場株式のみに投資する場合には、1階部分での積立投資を行わなくても2階部分のみ利用することもできます。

■この記事の詳細は、情報BOX201518

インボイス発行事業者登録に係る経過措置

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が実施されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは、登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)に限られ、令和5年10月から登録を受ける事業者は原則、令和5年3月までに登録申請書を提出します。

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには原則、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月から令和11年9月までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています(課税選択届出書の提出は不要)。

車所有者に課税される自動車税種別割

自動車の所有者には、自動車税種別割(軽自動車などは軽自動車税種別割)の納税通知書が届きます。これは、4月1日時点で自動車を所有している方に1年分が課税されるため、年度の途中で名義変更された場合でも、その年度分の税金は前所有者が納めることとなります。

なお、自動車の新規登録又は抹消登録(廃車)した場合、自動車税種別割については月割により課税又は還付されます(軽自動車税種別割には月割課税制度はありません)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年（2024年）から変わるNISA制度の概要

◆現在のNISA制度の概要

通常、上場株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

NISA（少額投資非課税制度）は、金融機関で開設したNISA口座（非課税口座）内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度で、現在、成年が利用できる一般NISA・つみたてNISA、未成年が利用できるジュニアNISAの3種類があります。

なお、令和2年度制度改正において、一般NISAとジュニアNISAの見直しが行われ、一般NISAについては、令和6年（2024年）以降、一般NISAの非課税対象および非課税投資枠が見直され、2階建ての新しいNISAに変わります。

また、ジュニアNISAについては、新規の口座開設が令和5年（2023年）までとされ、令和6年（2024年）以降は新規購入ができないこととされました。

【令和5年までのNISA制度】

	一般NISA	つみたてNISA	ジュニアNISA
非課税期間	5年間	20年間	5年間
非課税投資枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり（18歳まで）
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択可能		令和5年末で終了

※成年年齢の引き下げに伴い、令和5年から、一般NISA・つみたてNISAについては18歳以上の方、ジュニアNISAについては0歳～17歳の方が利用できます。

◆令和6年以降のNISA制度の概要

一般NISAは令和6年（2024年）以降、積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積立てを行っている場合に別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直されます。

改正後の新たなNISAでは、積立投資用の非課税枠（1階部分）が設けられ、投資対象はつみたてNISAと同様となり、非課税投資枠は年間20万円です。また、これまでの一般NISAと同様に上場株式や投資信託等（監理銘柄・整理銘柄に指定されているものや、ヘッジ目的等以外でデリバティブ取引による運用を行っているものを除く）に投資できる非課税枠（2階部分）が設けられ、非課税投資枠は年間102万円です。

原則として、2階部分で上場株式等の買付けを行うためには、1階部分での積立投資を行う必要があります。ただし、令和5年（2023年）末時点でNISA口座を開設していた方など投資経験者が2階部分で上場株式のみに投資する場合は、「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を提出することで1階部分での積立投資は不要となります。

【令和6年以降のNISA制度】

	新NISA	つみたてNISA
非課税期間	5年間	20年間
非課税投資枠	1階部分：20万円 2階部分 102万円	40万円
投資可能商品	1階部分：つみたてNISAと同様 2階部分：上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託
買付方法	1階部分：つみたてNISAと同様 2階部分：通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ
払出し制限	なし	なし
備考	新NISAとつみたてNISAは年単位で選択可能	

※一般NISAで保有している株式・投資信託等については、非課税期間が終了した後、新NISAの2階部分の非課税投資枠への移管（ロールオーバー）が可能です。ただし、2階部分の非課税投資枠（102万円）を超過する場合は、1階部分の非課税投資枠（20万円）を使います。